

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第22号 平成20年5月30日

編集・発行 羽村市都市整備部区画整理事業課

駅前広場の仮設道路整備に着手しました！



このたび、羽村駅の改修工事に併せ、駅西口側を利用する方の安全性を確保するため、関係権利者のご協力を得て駅前広場の仮設道路整備工事に着手することができました。

なお、この工事の完了は、6月下旬を予定しています。

今回は、換地設計（案）の個別説明において、建物の移転に関する質問も多数ありましたので、曳家工法と再築工法の補償額について、お示しいたします。

本事業は、羽村駅西口地区の都市再生を図る将来を見据えた事業であります。今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

第22号の主な内容

- ・ 移転補償額等について
- ・ 換地設計(案)について

土地の買取を進めています。

ぜひ、ご相談ください！

羽村駅西口土地区画整理事務所
連絡先 042-570-7474

移転補償額等について

移転補償金算定モデル

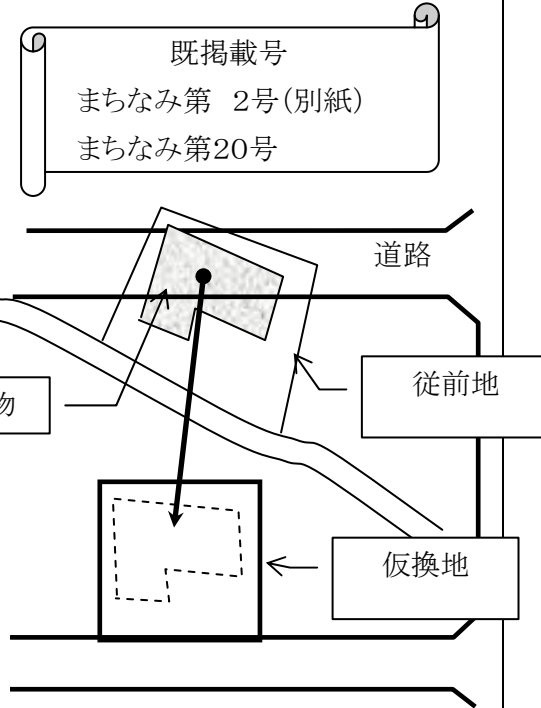
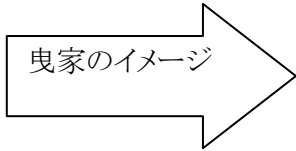
- ◆ 構造 木造日本瓦葺き2階建て
- ◆ 延床面積 104.34 m² (約31.5坪)
- ◆ 用途 専用住宅
- ◆ 経過年数 建築後24年経過
- ◆ 試算時期 平成18年4月時点
- ◆ 仕様 公庫住宅程度(下記のとおり。)

基礎	布コンクリート
柱	桧材 10.0cm × 10.0cm
内壁	京壁、化粧合板、繊維壁、ビニールクロス
外壁	モルタルリシン吹き付け
屋根	日本瓦葺き

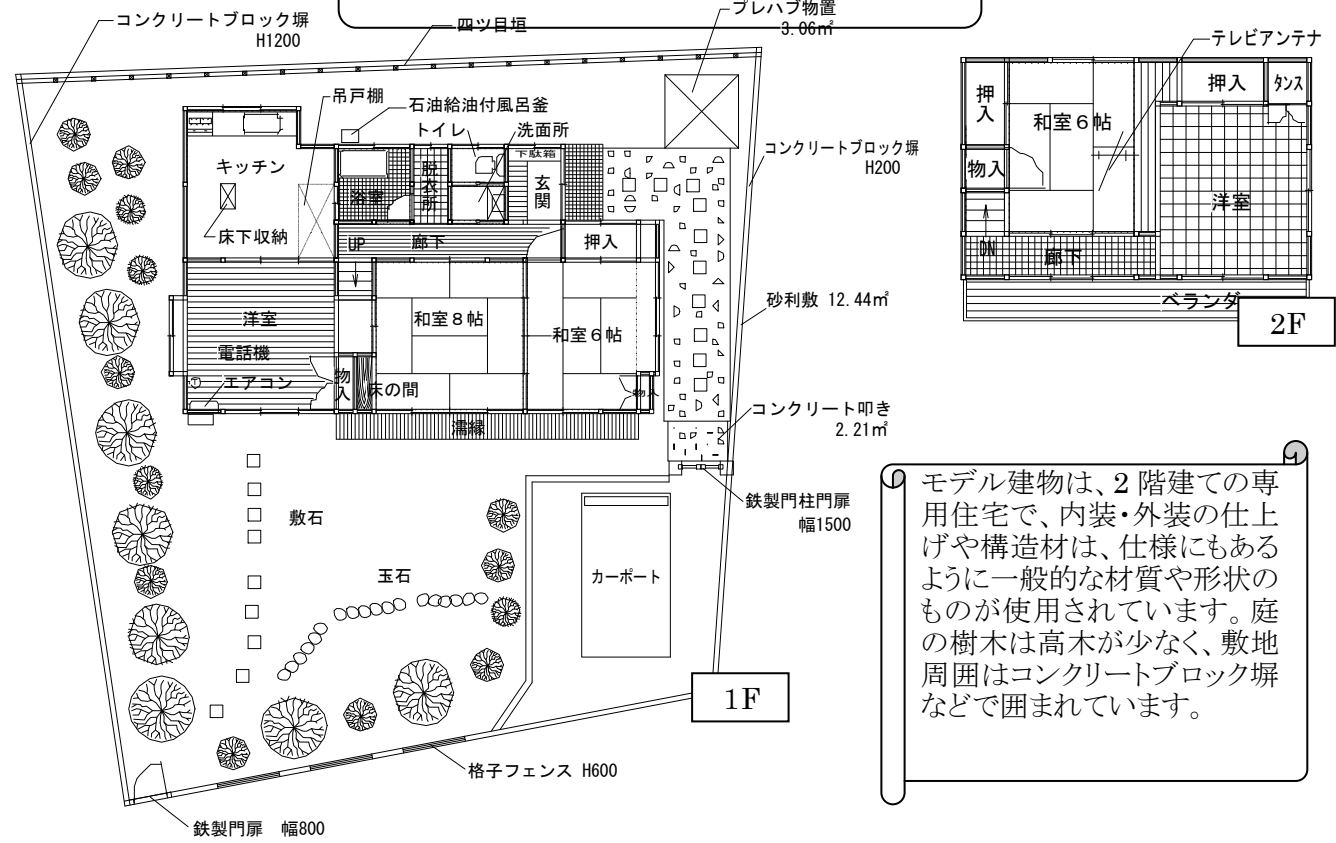
【モデル建物の移転計画図】

曳家工法の条件。

曳家距離	26.5m
回転角度	34.5度
高低差	38cm

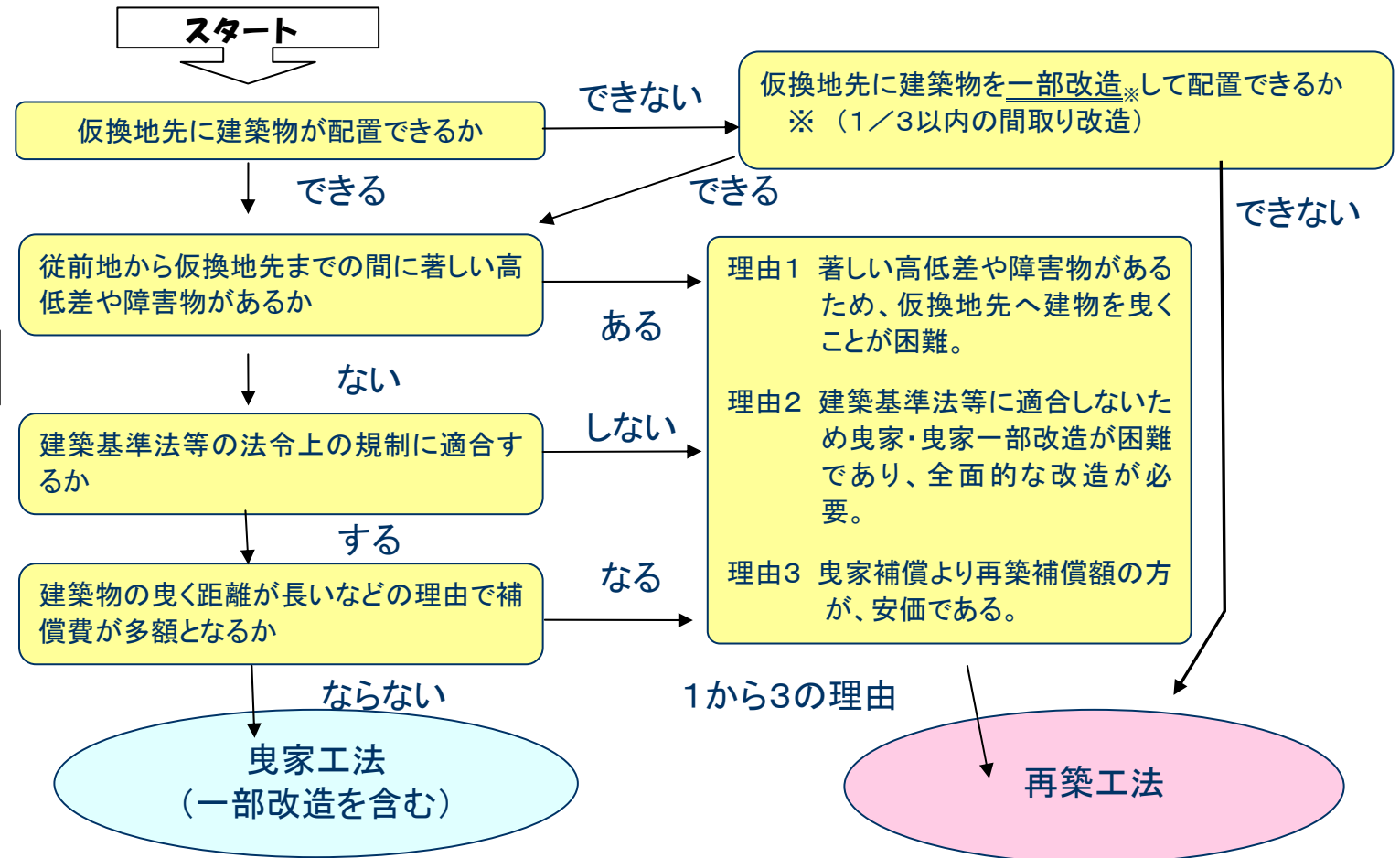


モデル建物の平面図(イメージ)



モデル建物は、2階建ての専用住宅で、内装・外装の仕上げや構造材は、仕様にもあるように一般的な材質や形状のものが使用されています。庭の樹木は高木が少なく、敷地周囲はコンクリートブロック塀などで囲まれています。

移転の時期等は、換地位置の調整を経て、概ねの工程をお知らせしていきます。今回は、移転の工法によりどのように補償額が変わるものなのか比較してみます。なお、移転の工法は、次の流れにより定めることとなります。



左のモデル建物を曳いた場合と再築した場合の補償額

補償項目	補償金額		摘要
	曳家工法の場合	再築工法の場合	
建築物及び工作物移転	1210万円	2190万円	従前の建物を仮換地へ曳家又は再築するための費用及び門塀、カーポートなどの工作物を新設または移設するための費用です。
竹木土石及び動産移転	120万円	120万円	樹木の移植、庭石などの移設、住居用家財等の引越に要する費用です。
移転雑費等	170万円	360万円	移転期間中に仮住居を借りるための費用や移転先の選定、官公署などでの手続きに要する費用、その他移転に伴う費用です。
合計	1500万円	2670万円	(消費税相当額を含む)

※ 再築工法の建築物の移転料は、従前の建物と同等の建物を建てる費用であり経過年数や補修の程度に応じて控除し算定します。なお、補償金額は社会経済情勢により変動します。

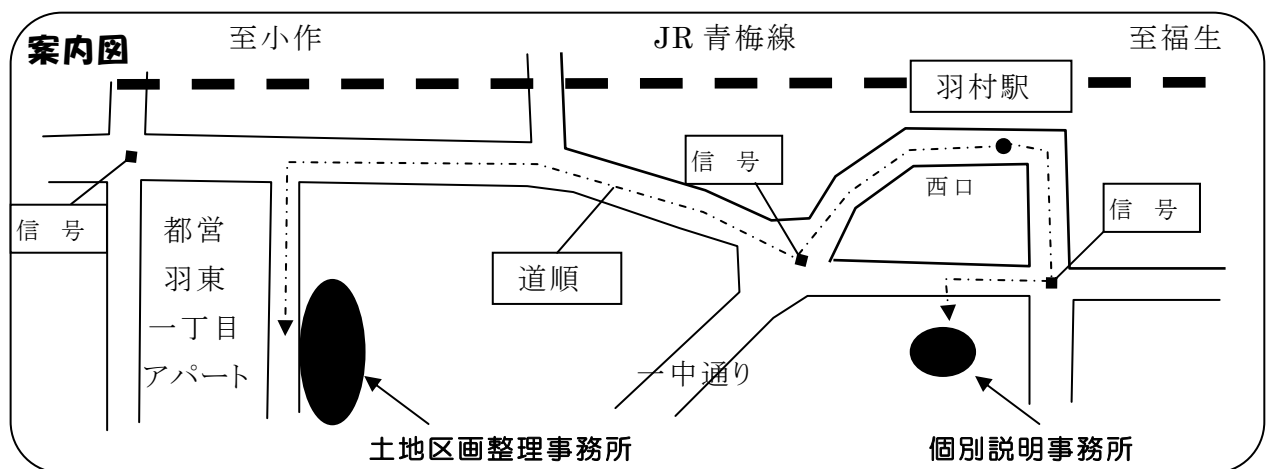
換地設計（案）について

換地設計（案）の個別説明においては、皆様の意向や質問等を受付けてまいりましたが、今後、意見要望書の内容を精査したのち、羽村駅西口土地区画整理審議会の意見をお聴きしながら換地設計（案）の見直しを進めてまいります。

なお、意見要望書の内容については、審議会へ報告したのち、概要をお知らせいたします。

換地設計（案）の個別説明期間中、時間的な余裕がなく来所できなかった方は、羽村駅西口土地区画整理事務所または羽村駅西口個別説明事務所へおこしてください。

※ 事前連絡にご協力をお願いいたします。



お問い合わせはこちらへ

○羽村駅西口土地区画整理事務所

【開所日】毎週月曜日～金曜日

【開所時間】

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【所在地】羽村市羽東 1-29-35

Tel (042) 570-7474

○羽村駅西口個別説明事務所

【開所日】毎週月曜日～土曜日

【開所時間】

①月・水・金・土曜日 午前 9 時～午後 5 時

②火・木曜日 午前 9 時～午後 8 時

【所在地】羽村市羽東 1-14-1

Tel (042) 554-9026